消防署からお知らせです

ご存知ですか？　消防法の改正により…

延べ床面積に関係なく、ホテル等の施設に自動火災報知設備の設置が義務化されました。

延べ床面積が３００㎡未満の施設には特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができます。

※1

※2



平成２２年に総務省から配布された連動型住宅用火災警報器を設置している施設については、平成３２年３月３１日までの猶予期限がありますが、早急な設置をお願いいたします。

※2　３階層（地下階含む）の場合は、特定小規模施設用自動火災報知設備が使用できない場合がありますので、消防署へお問い合わせください。

※1　ホテル等とは、カラオケボックス、ホテル（簡易宿所）、入院施設のある病院、利用者を入所させる老人ホーム・デイサービス・保育所など。

設置する場所は…

①２㎡以上の居室または収納室

②倉庫、機械室など

③階段、廊下、通路、リネンシュート、パイプダクトなど

羊蹄山ろく消防組合倶知安消防署　予防係

TEL　０１３６－２２－１０８９　　　FAX　０１３６－２１－５４６１